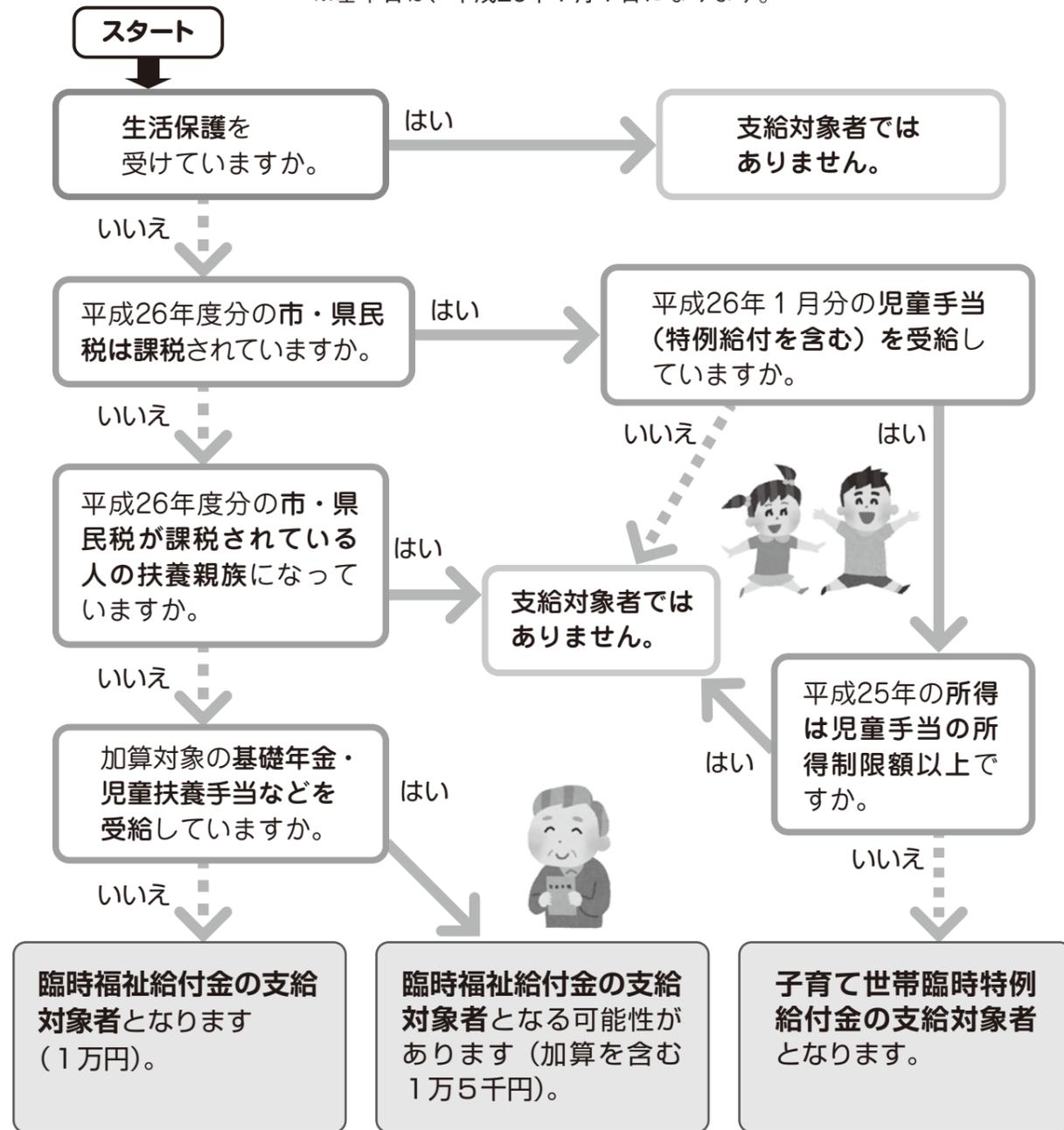


## 給付金対象者診断チャート

※基準日は、平成26年1月1日になります。



### 注意事項

- ※受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。
- ※平成26年1月2日以降に天草市に転入した人は、転入前の各市区町村へ申請してください。なお、申請期間などは各市区町村により異なりますので、事前に各市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認してください。
- ※「臨時福祉給付金」または「子育て世帯臨時特例給付金」をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。
- ※自宅や職場などに、市役所や厚生労働省の職員等をかたった不審な電話がありましたら、本庁・健康福祉政策課、同・子育て支援課、またはお近くの警察署にご連絡ください。

▼給付金イメージキャラクター「カクニンジャ」



## 「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」のお知らせ

4月からの消費税率の引き上げに伴い、所得の低い人や子育て世帯の負担を緩和するために、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

### 臨時福祉給付金

- 支給対象** 平成26年1月1日現在で本市に住民票があり、平成26年度分の市・県民税(均等割)が課税されていない人。ただし、市・県民税(均等割)が課税されている人の扶養親族や、生活保護受給者などは対象外です。
  - 支給額** 1人につき1万円。対象者で下記に該当する人は、5千円を加算。
    - 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など。
    - 児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など。
  - 申請方法** 6月下旬に、支給対象者世帯へ申請書を郵送していますので、必要事項を記入し、必要書類(※注)を添えて、同封の返信用封筒で送付してください。  
(※注) 必要書類
    - 支給対象者の本人確認書類(運転免許証、パスポート、健康保険証などの写し)
    - 指定した口座が確認できる書類(預貯金通帳の表紙をめくり、氏名と口座番号が記載されているページの写し)
  - 申請期間** 7月1日④から平成27年1月5日⑤まで。
  - 支給方法** 支給決定後、申請書に記載した指定口座に8月末から順次振り込みます。
- ☎本庁・健康福祉政策課「臨時福祉給付金」窓口(新館1階玄関横)



### 子育て世帯臨時特例給付金

- 支給対象** 平成26年1月1日現在で本市に住民票があり、平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者で、同25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない人。ただし、臨時福祉給付金の対象者や生活保護受給者などは対象外です。
  - 支給額** 対象児童1人につき1万円。
  - 申請方法** 児童手当の現況届受け付けのときに、対象者に案内しています。なお、公務員の人は職場で配布されている申請書を本庁・子育て支援課または各支所担当課に提出してください。
  - 申請時の提出書類** ※児童手当の受取口座を指定する場合は、提出書類は不要です。
    - 本人確認書類(運転免許証、パスポート、健康保険証などの写し)
    - 指定した口座が確認できる書類(預貯金通帳の表紙をめくり、氏名と口座番号が記載されているページの写し)
  - 申請期限** 12月8日⑥(当日消印有効)。
  - 支給方法** 支給決定後、申請書に記載した指定口座に8月末から順次振り込みます。
- ☎本庁・子育て支援課「子育て世帯臨時特例給付金」窓口

